

### ③ 特別支援教育に関する事項

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

(①～④はすべての受験者が解答すること)

1 次の文は、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(平成29年3月文部科学省)の「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用・管理」の一部である。下の(1)、(2)に答えなさい。

○ 個別の教育支援計画の作成

教育上特別の支援を必要とする児童等については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、その際、家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を作成・活用しつつ、必要な支援を行うことが有効です。

また、特別な支援を必要とする子供に対して提供されている「( a )」の内容については、個別の教育支援計画に明記し、引き継ぐことが重要です。

○ 個別の指導計画の作成

教育上特別の支援を必要とする児童等の適切な指導及び必要な支援に当たっては、個別の教育支援計画に記載された一人一人の教育的ニーズや支援内容等を踏まえ、当該児童等に関わる( b )が協力して、学校生活や各教科等における指導の目標や内容、配慮事項等を示した計画(個別の指導計画)を作成しつつ、必要な支援を行うことが有効です。

○ 各計画の見直し

個別の教育支援計画や個別の指導計画はあくまで児童等の支援や指導に関する関係機関との連携のためのツールであり、作成すること自体が目的ではありません。

実施、( ① ), 改善を繰り返すことが最も重要です。

支援の実施状況については、( c )において、定期的に見直しを図り、変更があった場合は随時加筆、修正を行うことが大切です。

その際は、記録を基に目標の達成状況につながった支援内容及び( d )等について検証を行い、各機関における具体的な支援内容の改善策を検討します。

○ 各計画の活用と管理

上記のとおり、個別の教育支援計画は、関係機関と共有したり、進学先の学校へ引き継いだりすることでその目的を果たすことができます。

一方で、その内容には多くの( ② )を含むため、本人や保護者の同意なく、第三者に提供することはできません。このため、計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的をしっかりと説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ( e )を明確にした上で、同意を得ておくことが必要です。また、あらかじめ同意を得ているとしても、実際に第三者に提供する際には、本人や保護者とともに引き継ぐ内容を確認することで、互いの考えや思いを共有することができ、よりよい引き継ぎができます。

同様に、個別の指導計画を引き継ぐ際にも、( ② )の保護に配慮する必要があります。

(1) a～eにあてはまる語句を次のア～トから1つずつ選び、その記号を書きなさい。

ア 家族	イ 共通性	ウ 学習支援員	エ 衛生委員会
オ 整合性	カ 相手	キ 合理的配慮	ク スクールカウンセラー
ケ 教科用図書	コ 校内委員会	サ 妥当性	シ 人権委員会
ス 範囲	セ 福祉サービス	ソ 行事委員会	タ 期間
チ 自立支援	ツ 同一性	テ 進路	ト 教職員

(2) ①、②にあてはまる語句を書きなさい。

### ③ 特別支援教育に関する事項

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

2 次の文は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月中央教育審議会初等中等教育分科会）の一部である。①～③に適する語句を書きなさい。

- インクルーシブ教育システム構築のため、( ① ) の教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが ( ② ) の学級に在籍していることから必須である。(中略)
- ( ① ) の教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、( ③ ) の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。

3 次の(1)～(3)の下線部の語句について、正しい場合は○、誤っている場合は正しい語句を書きなさい。

- (1) 「補装具」とは、身体の欠損又は身体の機能の損傷を補い、日常生活又は学校生活を容易にするために必要な用具をいう。
- (2) 学習障害(LD: Learning Disabilities)とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は表現する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。
- (3) 「就労継続支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

4 次の文は、新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年告示)及び新特別支援学校高等部学習指導要領(平成31年告示)の「自立活動」の「個別の指導計画の作成と内容の取扱い」の一部である。下の(1)、(2)に答えなさい。ただし、文中の下線部は、新特別支援学校高等部学習指導要領では生徒とする。

- 2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。  
(中略)
- (3) 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。
- ア 児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を ( a ) に捉えることができるような指導内容を取り上げること。
  - イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
  - ウ 個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を ( ① ) ために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。
  - エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら ( b ) を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。
  - オ 個々の児童又は生徒に対し、自己 ( ② ) ・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。
  - カ 個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の ( c ) を将来の自立や ( ③ ) に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。

(1) a～cにあてはまる語句を次のあ～えから1つずつ選び、その記号を書きなさい。

- |   |       |       |       |       |
|---|-------|-------|-------|-------|
| a | あ 客観的 | い 肯定的 | う 継続的 | え 中心的 |
| b | あ 呼吸  | い 心情  | う 体調  | え 環境  |
| c | あ 意味  | い 課題  | う 成果  | え 意図  |

(2) ①～③にあてはまる語句を書きなさい。

### ③ 特別支援教育に関する事項

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

(5)~(7)は、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部受験者のみ解答すること

5 次の文は、新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）の「総則」の「児童又は生徒の調和的な発達の支援」の一部である。下の(1)、(2)に答えなさい。

1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実  
教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。  
(中略)

(3) 児童又は生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・( ① ) 的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、( a ) を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、中学部においては、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な( ② ) を行うこと。

(4) 児童又は生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、( b ) その他様々な学習機会に関する( ③ ) の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。  
(中略)

(6) 複数の種類の障害を併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害者」という。）については、専門的な知識、技能を有する教師や( c ) 間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて( d ) やその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。

(1) ①~③にあてはまる語句を書きなさい。

(2) a~dにあてはまる語句を次のア~タから1つずつ選び、その記号を書きなさい。

ア 特別活動	イ 社会科	ウ 余暇活動	エ 情操教育
オ 校務分掌	カ 相談支援事業所	キ 教育委員会	ク 学部
ケ 総合的な学習の時間	コ 保護者	サ 特別支援学校	シ 生活単元学習
ス 地域の人材	セ 社会教育	ソ ICT教育	タ 専門の医師

6 次の文は、新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）の「総則」の「教育目標」である。①~③にあてはまる語句を書きなさい。

小学部及び中学部における教育については、( ① ) 法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態や特性及び( ② ) の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、( ① ) 法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、( ① ) 法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び( ③ ) を養うこと。

### ③ 特別支援教育に関する事項

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

7 次の文は、新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）の「特別の教科 道徳」の一部である。下の(1)、(2)に答えなさい。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な(①)観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、(a)を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に(b)を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

(1) ①にあてはまる語句を書きなさい。

(2) a, bにあてはまる語句を次のア～クから1つずつ選び、その記号を書きなさい。

ア 時間	イ 個性の伸長	ウ 課題解決	エ 長期的な目標
オ 短期的な目標	カ 指導の重点	キ 経験の拡充	ク 実践力の育成

(8～10は、高等学校及び特別支援学校高等部受験者のみ解答すること)

8 次の文は、新特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年告示）の「総則」の「教育課程の編成」の「生徒の調和的な発達の支援」の一部である。下の(1)、(2)に答えなさい。

- 1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実  
教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。  
(中略)
- (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・(①)的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、(a)を要としつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な(②)を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。  
(中略)
- (5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、(b)その他様々な学習機会に関する(③)の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。  
(中略)
- (8) 複数の種類の障害を併せ有する生徒（以下「重複障害者」という。）については、専門的な知識、技能を有する教師や(c)間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて(d)やその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。

(1) ①～③にあてはまる語句を書きなさい。

(2) a～dにあてはまる語句を次のア～タから1つずつ選び、その記号を書きなさい。

ア 特別活動	イ 社会科	ウ 余暇活動	エ 情操教育
オ 校務分掌	カ 相談支援事業所	キ 教育委員会	ク 学部
ケ 総合的な探究の時間	コ 保護者	サ 特別支援学校	シ 生活単元学習
ス 地域の人材	セ 社会教育	ソ ICT教育	タ 専門の医師

③ 特別支援教育に関する事項

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

9 次の文は、新特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年告示）の「総則」の「教育目標」である。①～③にあてはまる語句を書きなさい。

高等部における教育については、( ① ) 法第72条に定める目的を実現するために、生徒の障害の状態や特性及び( ② ) の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 ( ① ) 法第51条に規定する高等学校教育の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び( ③ ) を養うこと。

10 次の文は、新特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年告示）の「総合的な探究の時間」の一部である。下の(1)、(2)に答えなさい。

- 1 生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、( a ) に留意するとともに、学習活動に応じて、中学部又は中学校までの学習を踏まえ、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が( ① ) 的になりやすいことなどを踏まえ、( b ) の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

(1) a, bにあてはまる語句を次のア～クから1つずつ選び、その記号を書きなさい。

- |       |          |        |         |
|-------|----------|--------|---------|
| ア 生活科 | イ 中学部    | ウ 各教科等 | エ 安全と保健 |
| オ 発展性 | カ 地域との連携 | キ 個別   | ク 教育目的  |

(2) ①にあてはまる語句を書きなさい。